

ここが変わった! 長寿医療制度

今年4月からの運用状況を踏まえ、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に2つのポイントが加わりました。

見直しのポイント

- 1 所得が低い方の保険料をさらに引き下げ
- 2 特別徴収※から口座振替へ変更可能に

※ 特別徴収とは、年金から差し引いてお支払いする方法です。



1 保険料の引き下げの内容は?

平成20年度は…

均等割額が7割軽減されている方 ⇒ 均等割額が**8.5割軽減**に!

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方 ⇒ 所得割額が**5割軽減**に!
(詳細は、裏面をご覧ください。)

* 平成21年度以降については、改めてお知らせします。

◆ 例えば、保険料が年額12,900円の方は、こうなります。

引き下げ前 **12,900円** ⇒ 引き下げ後 **6,300円**



7割軽減の
対象者とは?

被保険者と世帯主の所得の合計が33万円以下の世帯の方が、7割軽減の対象となります。

注) 軽減判定の際、65歳以上の方の公的年金等に係る所得からは、さらに15万円を差し引きます。



賦課のもととなる
所得金額とは?

賦課のもととなる
所得金額

=

平成19年の
所得

-

基礎控除額
33万円

所得とは、収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いたものです。なお、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は適用されません。

所得の計算には、非課税の収入(遺族年金や障害年金など)は、含まれません。

2 特別徴収から口座振替への変更手続きは?

保険料が特別徴収されている方(今後特別徴収される方も含む。)のうち、次のいずれかに当てはまる方は、市町村への申し出により口座振替で納めることができます。

- ① 国民健康保険料(税)を世帯主として確実に納めていた方
過去2年間未納がない方は、本人の口座から納められます。
- ② 世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方
世帯主か配偶者の口座から納められます。

所得控除は?

②の場合、口座振替により支払った世帯主または配偶者の所得控除の対象となります。

* 特別徴収から口座振替に切り替わる月は、お申し込みの時期により異なります。

* 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

保険料額変更決定通知書の説明

すでに保険料の決定通知書をお送りしている方のうち、今回の見直しにより保険料が変更になった方には、変更後の保険料をお知らせしています。

保険料額
変更決定
通知書

わしの
保険料が
安くなったん
じゃな!



「①賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は、
①×②の金額ではなく、今回の見直しで5割軽減した金額が書かれています。

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	
変更前						
変更後			①が58万円以下の場合 ①×②×1/2			
	⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額	⑭保険料額 ⑧+⑫-⑨-⑬
変更前						
変更後						

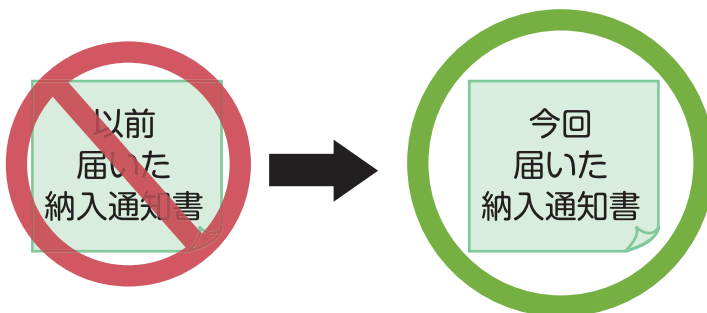
「④均等割額」の軽減額です。
「③所得割額」の軽減額は含まれていません。

変更後の保険料です。

！ 今回納入通知書が届いた方へ

以前届いた納入通知書は使わず、今回届いた新しい納入通知書で保険料を納めてください。

* 納付済みの領収書は、確定申告等で必要になることがありますので、大切に保管してください。



お問い合わせ先

お住まいの市町村の
長寿医療制度担当

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

●電話 011-290-5601 ●ファクシミリ 011-210-5022

●ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

●Eメール webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

平成20年8月発行